

相・続・通・信 第5号



相続手続支援センター

◆松本駅前店

〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6

TEL0263-35-6481/FAX0263-87-2117

◆長野駅前店

〒380-0935 長野県長野市中御所 2-14-14

TEL026-223-1322/FAX026-291-4163

ブログ : <http://blog.goo.ne.jp/souzokumatamoto>

相続手続支援センター

◆ 女性限定セミナー 『知って得する女性のための相続知識』 開催決定 ◆

お盆が過ぎましたが、残暑が厳しく、まだまだ暑い日が続きますね。夏の疲れが出てくる時期だと思えますので、体調管理には気をつけて過ごしましょう。

相続手続支援センターでは、前回の相続通信でお知らせしました『知って得する相続知識』というテーマのセミナーを、6月に松本、諏訪で開催いたしました。お忙しい中お越し下さった皆様、ありがとうございました。松本では50名以上の方の参加があり、相続に関心を持っている方、遺言書作成を考えられている方が多いということを改めて実感いたしました。

さて、今回のセミナーですが、**9月20日(土)**に松本、長野で開催することに決定いたしました！テーマは『知って得する**女性**のための相続知識』とし、参加者を**女性限定**とした女性のためのセミナーを行います。(男性の皆様申しわけありません。)費用は無料です。未婚・離婚女性の増加や少子高齢化、また平均寿命が男性より長いことなどに伴い、結婚していてもいなくても、子供がいてもいなくても、女性は最後にはひとり残される可能性が高いです。「おひとりさま」という言葉も近頃よく耳にするようになり、ひとりで生きていくためのハウツー本も本屋に数多く並んでいます。いざというときに困らないように、この機会に家族の財産、自分の財産について考えてみませんか。事例を交えながら、今からできることをお話しします。

1 場所・松本会場：勤労者福祉センター 第6会議室 10:00～11:30

長野会場：JA長野県ビル11A会議室 15:00～16:30

2 講師・相続手続支援センター専門相談員 清水 あゆ子

同じ女性として、「娘」・「妻」・「嫁」それぞれの立場に立ち、お話しさせていただきます。

3 定員・松本会場：30名

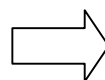
長野会場：25名

(定員になり次第締め切らせていただきます)

4 特典・「**暮らしとお金のQ&A**」プレゼント

相続以外にも暮らしに役立つ情報満載です！

お電話にてご予約承ります！！



今後このようなセミナーを開催してほしい、相続通信でこのようなことを取り上げてほしい等、ご意見ご要望お待ちしております。

相続の現場から 事業承継に関する相続税の納税猶予制度が創設されます。

事業承継を検討している経営者、また相続によって事業を引き継がれる方にとって新しい制度が創設されます（平成20年10月1日より適用される予定です）。

取引相場のない株式（売買しないため相場がない＝上場していない株式）を相続して事業を継続した時に、発行済議決権株式の3分の2に達するまでの部分については、相続税の課税価額の80%に対応する部分の相続税額を納税猶予するというものです。

制度の概要ですが、まず相続が発生すると、後継者は相続税の申告期限（10ヶ月以内）までに経済産業大臣に申請し、認定を受けなければいけません。その後5年間一定の要件を満たしているか、経済産業大臣によるチェックが毎年行われます。一定の要件とは、①代表者であること、②雇用の8割以上を維持すること、③相続した対象株式を保有し続けることです。

被相続人の要件としては、①会社の代表者であったこと、②発行済株式総数の50%超の株式を同族関係者とともに保有していたこと、③同族内で筆頭株主であったこと（事業を承継する相続人を除く）です。

5年を経過すれば代表者を辞めてもいいし、雇用の8割を維持しなくてもよくなります。ただし、相続した自社株式に関しては保有しなければなりません。注意点にもなりますが、この制度は猶予であって、免税ではありません。そのため後継者が死亡した場合は猶予税額が免除されませんが、他人に売却した場合など自社株式を保有しない状況になった場合には、その猶予税額と猶予した期間分の利息を納めることになります。

相続“豆”知識

Q

自筆証書遺言の方式で遺言書を作成したのですが、どのような場所に保管しておけばいいのでしょうか？



A

公正証書遺言や秘密証書遺言は、証人の立会いがあります。そのため、たいていは比較的早い段階で、遺言書の存在が明らかになります。見つからないという心配は無用といえます。

それに対し自筆証書遺言の場合には、その存在自体が知られていないため、どこにしまえばいいかは重大事です。見つかって改ざんされたり、隠匿されると大変ですし、いざというときに発見されなければ、せっかく遺言書を作った意味がありません。保管場所としては、相続の前には家族に見つからない場所、そして相続が開始したらすみやかに見つかるところが理想です。

銀行の貸金庫、家族には開けられない金庫、そのほか信頼できる友人などに預けるといってもよいでしょう。弊社相続手続支援センターでも遺言書お預かりサービスを行っておりますので、ご興味のある方はお問い合わせ下さい。